

韓国知的財産ニュース 2026 年 8 月後期

(No. 560)

発行年月日：2026 年 9 月 16 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★★目次★★★★

このニュースは、8 月 16 日から 31 日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する一部改正法律案
(議案番号:2220807)

関係機関の動き

- 2-1 「K-ウィッグ」、特許競争力で世界 2 位となり、国際ファッションをリード！
- 2-2 国民と共に築く審査の質、優秀な審査員・審判員への表彰
- 2-3 支払いをすっかり忘れて失った特許権、復活が容易になる
- 2-4 韓国知識財産処、次世代のイノベーターを募集
- 2-5 口頭審理の録音ファイル、これからは現場ですぐに受け取れる
- 2-6 国際標準から人工知能まで…韓国・中国の知的財産情報化における協力強化
- 2-7 政府各省庁における AI 転換の動向を一目で把握、知的財産 AX 戦略の策定に活用
- 2-8 韓国知識財産処、「自ら作り、共に活用する」人工知能による業務革新を本格化
- 2-9 特許が売上・輸出・企業上場へとつながり…地域企業を育てる知的財産
- 2-10 アイデア・知的財産を基盤に、真の成長を図る
- 2-11 眠っている特許技術を目覚めさせる「知的財産取引市場」が開設さ

れる

- 2-12 企業の存続のカギとなる技術と知的財産の保護、その守り方は

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 K-コンテンツとK-フードの共生成長の秘訣とは？
- 3-2 技術流出のブローカーからハッキングに至るまで、高度化する営業秘密の侵害、これからは根本から阻止する
- 3-3 海外における韓国輸出企業の模倣品の流通、K-ブランド政府認証制度で解決する

デザイン(意匠)、商標動向

- 4-1 ASEAN で K-知的財産の普及と K-商標の保護を率先して推進する

その他一般

今号はありません。

法律、制度関連

1-1 【法案提出】不正競争防止及び営業秘密保護に関する一部改正法律案(議案番号: 2220807)

議員立法(2026.8.27.)

議案番号:2220807

提案日:2026年8月26日

提案者:キム・ソンウォン議員、他9人

提案理由及び主要内容

現行法は、韓国国内で広く認知され、経済的価値を有する著名人の氏名・肖像・音声等をそのまま使用し、自身の営業のために他人の経済的利益を侵害する行為を不正競争行為として規定している。

ところが最近、AI を活用して経済的識別価値を有する著名人の肖像、音声等を合成・模倣・変形させた「デジタルレプリカ」を制作し、これを詐欺・虚偽広告等に悪用する事例が増加しており、「デジタルレプリカ」に対する規律の必要性が高まっている。

そこで、現行の不正競争防止法の規律対象に「デジタルレプリカ」を明確に包含させるとともに、多様化した侵害の様相を反映させることで、健全な取引秩序の確立に寄与しようとするものである(案 第 2 条第 1 号ヲ項の改正、第 6 条の 2 および第 7 条の 3 の新設等)。

不正競争防止及び営業秘密保護に関する一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第1号タ項を次のように改める

ヲ、韓国国内の一般公衆又は特定分野の関連需要者の間で広く認識され、経済的価値を有する他人の肖像、音声等、該当他人を識別可能な人格標識、又はこれを再現・合成・変形して当該他人として認識されるようにしたデジタル表現物を、公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法で、自己もしくは第三者の営業上の利益のために無断で制作・掲示・送信・流通・広告・販売・使用することにより、他人の経済的利益を侵害する行為

第6条の2を次のように新設する。

第6条の2(死亡者の人格標識に関する特例) ① 第2条第1号ヲ目の他人が死亡した場合であっても、その死亡の日から30年間、当該他人の肖像、音声等の人格標識、又はその他人として認識されるようにするデジタル表現物を、公正な商取引慣行や競争秩序に反する方法により、自己又は第三者の営業上の利益のために無断で制作・掲載・送信・流通・広告・販売・使用する行為は、不正競争行為とみなす。ただし、そのような行為が発生した当時、当該人格標識が韓国国内の一般公衆又は特定の取引分野の関連需要者の間で広く認識されていない場合は、この限りではない。

② 第1項に基づく不正競争行為に対し、死亡者が生前に書面もしくは遺言により指定した者、又は「民法」に基づく相続人は、当該行為の禁止又は予防を請求することができる。

第7条の3を次のように新設する。

第7条の3(調査協力の要請等) 知識財産処長は、第7条第1項に基づく調査に必要であると認められる場合「電子商取引等における消費者保護に関する法律」第20条に基づく通信販売仲介者(以下「通信販売仲介者」という)に対し、「個人情報保護法」第18条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項に関する資料の提出又は確認等の協力を要請することができる。この場合、要請を受けた通信販売仲介者は、正当な事由がない限り、その要請に協力しなければならない。

1. 投稿物又はコンテンツの掲載・流通状況
2. 投稿者又は販売者の特定に必要な情報

第18条第4項第1号中の「ヲ目、ヰ目」を「ヰ目」とする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して6か月を経過した日から施行する。

関係機関の動き

2-1 「K-ウィッグ」、特許競争力で世界 2 位となり、国際ファッションをリード！

韓国知識財産処(2026.8.18.)

- 過去 20 年間、韓国人の主要国(IP5)における特許出願件数で共同 2 位、特許登録件数で単独 2 位
- 隠すためのウィッグ(かつら)から目を引くファッションへと変化し、ファッションウィッグの出願が活発

(組み立て式ファッションウィッグ)個人発明家 A は、固定用ヘアバンドに装飾用ヘアバンドや前髪・後ろ髪のウィッグを選択的に着脱し、多様なヘアスタイルを演出する技術の特許を取得しました。

(植物性素材)ウィッグ専門企業 B 社は、蓮の茎から抽出した天然繊維を活用し、頭皮の健康を維持するウィッグ技術の特許を取得しました。

(スマートウィッグ) 個人発明家の C は、透明小型発光ダイオード(LED)をウィッグに応用し、スマートフォンで制御することで、着用者が好みに応じて髪の色を変えることができる技術の特許を取得しました。

知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、過去 20 年間(2004 年～2023 年)に世界日米欧中韓の五大特許庁(IP5)*へ出願・登録されたウィッグ関連の特許出願および登録件数を分析した結果、韓国人の累計特許出願件数は共同 2 位を、特許登録件数は 2 位を占めたと発表した。

* 世界日米欧中韓の五大特許庁(IP5): 世界の特許出願の約 85%を占める韓国(知識財産処)、米国(特許商標庁)、日本(特許庁)、中国(国家知識産権局)、欧州(特許庁)の知的財産機関

ウィッグはかつて「脱毛を隠すための選択肢」であった。しかし今や、自分の個性を自由に表現する「ファッション商品」として認識が変わりつつある。ウィッグに対する需要が堅調な中、美容文化の普及により若い世代までウィッグの消費層が拡大し、ウィッグ産業は新たな局面を迎えている。

世界のウィッグ市場の規模は、2025 年の約 79 億 5000 万ドル(約 11 兆ウォン)から 2035 年には約 163 億 9000 万ドル(約 23 兆ウォン)へと 2 倍以上成長すると予想*されており、それに伴い市場確保に向けた研究開発競争も本格化している。

* リサーチ・ネスター (Research Nester)ウィッグおよびヘアエクステンション市場の見通し、2025 年 9 月 17 日

〈細部技術別の動向:製造工程・装置およびウィッグ素材の発明が 40%以上を占める〉

細部技術別の出願動向を見ると(重複を含む*)、ウィッグを製造する工程と装置関連技術(21%、1,073 件)、繊維の性質を改善し、自然らしさと耐久性を高める素材改質技術(20%、1,022 件)が多数を占めていることが分かった。

* 1 件の特許出願が 2 つ以上の細部技術を含む場合、技術ごとに 1 件ずつ重複して集計した

続いて、ベース*の密着性と装着感を高める技術(15%、732 件)、髪の一部に付け足して長さやボリュームを変えるヘアピース技術(14%、709 件)の順で特許出願が多かった。特に、髪を延長したり装飾品を取り付けたりするヘアピース関連技術は、ウィッグがファッション商品として認識されるにつれ、出願が活発に続いていると分析される。

* 髪の毛を植え付けたり編み込んだりして固定するウィッグの基本フレームであり、頭皮の役割を果たす中核部分

〈韓国、国籍別特許出願シェア世界共同 2 位、特許登録シェア世界 2 位〉

過去 20 年間(2004 年～2023 年)に世界日米欧中韓の五大特許庁(IP5)に申請された特許出願の国籍をみると、日本(36%、1,374 件)、韓国(20%、756 件)および米国(20%、756 件)の順となり、同期間に登録された特許のシェアは、日本(36%、637 件)に続き、韓国(30%、523 件)、米国(17%、292 件)の順であった。

〈多出願の現状、韓国企業が世界 7 位〉

多出願人ランキング(2004～2023)では、韓国企業のハイモ(35 件)が世界 7 位となり、ウィッグ分野の多出願人の中で上位に位置した。韓国企業が上位になったのは、「K-ビューティー」への関

心の高まりに伴い、技術開発が継続的に行われた結果であると分析される。1 位から 3 位は、日本企業のカネカ(293 件)、アデランス(284 件)、デンカ(164 件)が占めた。日本が 1～3 位を占めたのは、キャラクター産業などの成長に支えられ、ウィッグ産業が持続的に発展した結果であると分析される。

知識財産処のヤン・ジェソク特許審査企画局長は、「超高齢化時代に突入し、脱毛の低年齢化が進む中、ウィッグは単なる補完用品を超え、個人の個性と生活の質を高めるファッション商品として急浮上している」とし、「K-ビューティーにとどまらず、K-ウィッグ分野においても韓国企業が特許競争力を確保し、市場を先取りできるよう、産業界に必要な特許情報を継続的に分析・提供していく」と述べた。

2-2 国民と共に築く審査の質、優秀な審査員・審判員への表彰

韓国知識財産処(2026.8.19.)

- 知識財産処、「2026 年上半期優秀審査・審判官品質コンテスト」の表彰式を開催(8 月 19 日)
- ソ・ソンヒョン優秀審査官ら 96 名、キム・タクヨン優秀審判官ら 8 名が選定

知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、8 月 19 日(水)10 時 30 分、政府大田庁舎(大田市西区)にて「2026 年上半期優秀審査・審判官品質コンテスト表彰式」を開催し、優秀審査・審判官 104 名と優秀審査課・審判グループ 13 部署を選定・表彰した。

上半期には、ソ・ソンヒョン審査官(機械電子商標審査チーム)ら 96 名が優秀審査官に、キム・タクヨン審判官(審判 34 部)ら 8 名が優秀審判官に選定された。

品質コンテストは、審査・審判の品質向上に貢献した個人や部署を激励し、審査官および審判官の誇りを高めることで、継続的な審査・審判の品質向上を図るために設けられた。受賞者は、主要な審査品質指標、審査品質向上のための取り組みおよび清廉性を総合的に評価して選定された。

知識財産処は、審査品質管理の客観性と実効性を高めるため、審査現場だけでなく、特許利用者の多様な意見も積極的に取り入れている。

弁理士や出願人など、知的財産サービスの利用者との懇談会を継続的に開催し、審査品質に対する利用者の評価や、審査過程で感じる改善点など、現場の意見を聴取しており、これを審査品質診断および審査制度の改善に反映させている。

また、情報に基づく品質分析体制を高度化し、人工知能エージェント技術を審査品質診断業務に試験的に適用するなど、客観的かつ効率的な品質管理体制を構築するための審査品質の革新も併せて推進している。

こうした取り組みは、積極行政を基盤として公正かつ清廉な審査文化を広め、国民がより一層信頼できる審査・審判サービスを提供する基盤となることが期待される。

知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「受賞の栄誉に輝いた審査官、審判官、優秀部署の尽力に感謝する。受賞者たちの専門性と責任感、絶え間ない努力は、国民が信頼する審査・審判サービスの原動力である」とし、「今後も現場の声を政策にしっかりと反映し、情報に基づく品質革新を継続して、公正で信頼される審査・審判サービスを実現していく」と述べた。

2-3 支払いをうっかり忘れて失った特許権、復活が容易になる

韓国知識財産処(2026.8.21.)

- 特許法の一部改正法案、8月20日に国会本会議で可決

(事例) 中小企業 A 社は、特許料の納付期限をうっかり忘れてしまい、特許権を失った。後から遅れて特許料を支払い、特許権を復活させようとしたが、忘れていたことは「正当な理由」に該当せず、特許権を回復できなくなり、事業に大きな打撃を受けた。

特許料を期限内に支払えず消滅した特許権も、今後は簡単に回復できるようになる。

知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、このような内容を盛り込んだ「特許法一部改正法案」が国会本会議(8月20日)で可決されたと発表した。同様の趣旨を持つ実用新案法・デザイン(意匠)保護法改正案も併せて可決された。

今回の改正は、資金や人材が不足し、特許管理に困難を抱える個人や中小企業が、単なるミスによって貴重な権利を失う問題を解決するために設けられた。

＜「正当な事由」から「故意でない場合」へ＞

改正案の柱は、特許料未納時の権利回復のハードルを大幅に引き下げた点だ。

これまで、コロナによる隔離やシステムエラーといった「正当な事由」が証明されてこそ初権利回復が可能だったが、今後は「故意でない場合（単純なミスや誤認など）」であれば、追加手数料*を支払うことで権利回復が認められるようになる。

* 今後、適正金額を総理令で定める予定

＜ 恩恵は個人・中小企業に集中 ＞

今回の改正により、期限管理に脆弱な個人や中小企業の権利喪失被害が大幅に減少すると期待される。

直近4年間（2022.4～2025.12）における全体の特許権回復申請 85%が個人・中小企業であり、全体の回復申請のうち 15.6%のみが正当な事由として認められ、権利が回復された。しかし今後は、回復申請のほとんどが故意によるものではない場合に該当し、権利回復を受けることができると期待される。また、国際基準（米国・日本など）に合致する権利回復体制を整え、国内特許制度の信頼度も高まると見込まれる。

＜ 特許法条約（PLT）加盟に向けた法案を順次提出 ＞

今回の改正案は、韓国企業の国際進出を支援するため、特許法条約（PLT）*への加盟に必要な一部規定を反映した最初の法案である。知識財産処は、権利回復要件の緩和に向けた今回の改正を皮切りに、今年下半期に特許法条約（PLT）加盟に必要な規制緩和法案を順次発議する計画である。

* Patent Law Treaty (PLT) : 各国の特許手続きを単一の基準に統一する国際条約であり、韓米首脳会合 (2025.11) の後続措置として韓国の加盟が明記され、米国・日本など 45 カ国が加盟 (2026.7)

特許手続きにおいて、優先権主張の期間 (12 ヶ月) を逃しても優先権を回復できる制度を導入するなど、残された課題を段階的に法制化し、下位法令の改正、情報システムの再編などを活用し、2029 年までに特許法条約 (PLT) に加盟する予定だ。

知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「今回の法案は、些細なミスで貴重な特許を失う危機に直面している個人・中小企業を強力に保護するための措置だ」とし、「特許法条約 (PLT) への加盟を滞りなく準備し、企業の特許取得を阻む規制を一掃して、韓国の特許制度を先進化させていく」と述べた。

2-4 韓国知識財産処、次世代のイノベーターを募集

韓国知識財産処 (2026.8.24.)

- 8 月 27 日より「2027 年次世代英才企業家教育院 新入生 (第 18 期)」を募集
- KAIST・POSTECH で各 80 名余りの発明英才を選抜し、2 年間にわたりオーダーメイド型の教育を提供

韓国知識財産処 (キム・ヨンソン処長) は、韓国科学技術院 (以下、KAIST)、浦項工科大学 (以下、POSTECH) とともに、「2027 年 知識財産基盤次世代英才企業家教育院 (以下『教育院』)」の新入生 (第 18 期) を 8 月 27 日 (木) から 9 月 23 日 (水、17 時) まで募集すると発表した。

募集対象は、創造的な問題解決能力とチャレンジ精神を備えた中学生およびこれに準ずる年齢 (2011 年から 2013 年生まれ) の青少年で、合計 160 名余り*を選抜する。申し込みは、KAIST IP 英才起業家教育院のホームページ (ipceo.kaist.ac.kr) および POSTECH 英才起業家教育院のホーム (ceo.postech.ac.kr) で行うことができ、教育院間の重複応募はできない。

* KAIST、POSTECH の教育院ごとに約 80 名ずつ選抜

選抜は、1 次書類選考と 2 次面接または実技評価選考で行われ、多様な背景を持つ学生に機会が回ってくるよう、募集定員の 5%前後を社会統合選考で、さらに別の 5%前後を発明教育センター修了者選考で選抜する。

選抜された教育院生は、創造融合型人材として成長できるよう、2 年間にわたり KAIST と POSTECH で、知的財産の理解と活用、未来技術の動向、起業家精神、人文的素養など、体系的な発明英才教育を受け、教育はオンラインとオフラインの課程を並行して運営される。

修了後も、次世代の革新起業家としての飛躍を支援するため、深層専門教育、修了生ネットワーク(ACCEL*)活動、相談の機会など、多様な教育活動が提供される。

* 約 1,800 名の修了生と進路模索や創業準備活動を行える交流ネットワーク

(Alumni of Center for Creative Entrepreneur Leaders based on IP)

2009 年の教育院設立以来、17 年間にわたり輩出された修了生たちは、知的財産権 6,255 件の出願、117 件の創業、大韓民国人材賞 46 名の受賞などの成果を上げており、社会に進出した修了生たちは様々な分野で知的財産を基盤とする起業家として活発に活動している。

実際に、ブロックチェーンセキュリティ分野で技術基盤の企業を創業し、120 億ウォン規模のシリーズ A 投資を誘致した事例や、AI 技術を活用した音響分析サービスを開発し、革新スタートアップ企業に選定された事例もある。また、日常生活の中にある斬新なアイデアをモバイルアプリケーションとして実装化し、5 万回以上のダウンロードを記録するなど、教育院の修了生たちは独自の斬新なアイデアを現実のものとして花開かせている。

韓国知識財産処のキム・イルギョ知識財産政策局長は、「青少年の輝く創造性が、未来の革新を生み出す出発点となり得る」とし、「挑戦精神と創造性を持つ多くの学生たちが、次世代英才企業家教育院で自身の可能性を発見し、未来の起業家として成長するという夢を育んでいくことを願う」と述べた。

なお、募集要項の詳細および応募方法については、各教育院のホームまたは発明教育ポータルサイト(www.ip-edu.net)で確認でき、その他ご不明な点については、韓国発明振興会(02-3459-2756)までお問い合わせが可能である。

2-5 口頭審理の録音ファイル、これからは現場ですぐに受け取れる

韓国知識財産処(2026.8.24.)

- 特許審判院、口頭審理終了後の録音ファイルを即時発行し、利用者の利便性を向上

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)の特許審判院は、8月24日(月)より、審判当事者の利便性向上と迅速な審判手続きのプロセスを図るため、口頭審理*の録音ファイルを現場で即時発行するサービスを実施すると発表した。

* 口頭審理: 審判当事者と代理人が審判廷に出頭し、審判官の前で意見を陳述し、争点を説明する手続き

特許審判院は、口頭審理での陳述内容や争点を再確認し、意見書の作成などに活用できるよう、当事者などに録音ファイルを発行している。しかし、これまで現場で録音ファイルを申請する手続きがなかったため、当事者または代理人が口頭審理後に録音ファイルを受け取るまでに1週間以上を要していた。

これを受け、特許審判院は口頭審理終了直後に録音ファイルを即時に受け取れる手続きを導入した。当事者または代理人が録音ファイルの申請書を作成・提出し、所定の手数料を納付すれば、その場で記憶メディアに保存された録音ファイルを受け取ることができる。

今回の制度改善により、口頭審理の内容をより迅速に確認できるようになり、当事者の手続き対応力が高まり、審判手続きの正確性と効率性も向上することが期待される。特に、審理直後に録音ファイルを確保できるため、争点の整理やその後の書面の作成に必要な時間を大幅に短縮できるという。

特許審判院キム・ギボム院長は、「口頭審理の録音ファイルの現場発行サービスは、当事者や代理人がより迅速に審判手続きの準備を行えるようにするための制度である」とし、「今後も審判利用者の意見を積極的に反映し、便利で効率的な審判サービスを提供していく」と述べた。

2-6 国際標準から人工知能まで…韓国・中国の知的財産情報化における協力強化

韓国知識財産処(2026.8.25.)

- 第 20 回韓・中知的財産情報化専門家会合の開催

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、8 月 25 日(火)10 時、政府大田庁舎(大田市西区)にて、中国国家知識産権局(CNIPA)の情報化専門家らと共に「第 20 回、韓・中知的財産情報化専門家会合」を開催すると発表した。

韓中知的財産情報化専門家会合は、2002 年の韓中特許庁長官会談を契機に両国が交互に開催してきた協議体であり、過去 20 年余りにわたり、情報化政策およびシステム構築の経験を共有し、技術協力と相互発展を牽引してきた。

今回の会合では、まず最近の知的財産情報化システムの開発状況を共有し、世界知的所有権機関(WIPO)の国際知的財産情報の標準化に関連して、ST.92*に対応したシステム開発の進捗状況や、知的財産情報交換標準に関する動向について、両国の専門家が意見を交わす予定だ。

* ST.92:「優先権証明書類の電子交換のための情報パッケージ形式の勧告」を規定した世界知的所有権機関(WIPO)の国際標準

特に今回の会合では、AI 技術が知的財産行政の全般に急速に普及している中、両国の AI 活用およびイノベーション事例を重点的に紹介する。韓国知識財産処は、AI ベースの特許・意匠検索システムの構築状況および今後の推進計画を発表する。中国国家知識産権局は、AI 特許審査システムの導入現状とともに、日常的な行政業務における AI 活用事例を共有する予定だ。

さらに、参加者向けに、韓国知識財産処が構築・運営中の特許検索および審査システムのデモンストレーションも披露される予定だ。これにより、特許検索および審査システムに AI 技術がどのように活用されているかを現場で示すことで、両国の専門家間の技術的理解を深め、AI 導入の経験や運用事例を共有するなど、実質的な技術交流を続けていく計画だ。

韓国知識財産処のチョン・ジェファン知識財産情報局長は、「今回の会合は、韓国と中国の両国が知的財産情報化分野における最新技術と経験を共有し、協力策を模索する有意義な場である」とし、「今後も AI などの先端技術を活用した知的財産行政の革新や国際標準化の分野において、両国間の協力を継続的に強化していく」と述べた。

2-7 政府各省庁における AI 転換の動向を一目で把握、知的財産 AX 戦略の策定に活用

韓国知識財産処 (2026.8.26.)

- 政府省庁の AI プレスリリース分析プラットフォーム (Gov.AX Insight) の試行運用
- 人工知能転換 (AX) 政策をデータで管理し、知的財産政策の企画に積極的に反映

知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、政府各省庁の人工知能転換 (AX、AI Transformation) の動向を体系的に把握し、これを知的財産人工知能転換 (IP-AX*) 戦略の策定に活用するために開発した「政府各省庁の AI プレスリリース分析プラットフォーム (Gov.AX Insight) **」を試験運用すると発表した。

*IP-AX: 知的財産 (Intellectual Property) 分野における AI 転換 (AX) を意味する英文略語

** <https://gov-ax.vercel.app>

〈政府省庁 AI 報道資料分析プラットフォーム (Gov.AX Insight)〉

このプラットフォームは、「大韓民国政策ブリーフィング」で発表される AI 関連の報道資料を自動的に収集・要約・分析し、四半期ごとの動向報告書まで生成するなど、AI によって自律的に管理される分析プラットフォームである。

これは、知識財産処が各政府省庁の AI 関連の主要政策をリアルタイムで把握し、優れた政策事例を知的財産行政にも普及・適用するため、知的財産人工知能転換推進団 (以下「IP-AX 推進団」) 内において対話型 (Vibe) コーディング方式により、別途の予算を投入することなく独自に開発されたものである。

単なる報道資料の収集にとどまらず、▲主要政策のテーマ別フローと月別推移 ▲省庁別の AX 政策の分布図 ▲増加傾向にある主要単語のネットワークなど、AI 転換に向けた政府政策の流れをデータに基づいて把握できるよう可視化した点が特徴である。

さらに、蓄積された報道資料をもとに中核となる政策を分類し、知識財産処の観点から必要な情報を分析・整理する「AI 動向レポート」も、AI が生成し、四半期ごとに提供される。これにより、政策担当者は、各政府省庁が業務革新のためにどのような政策を推進しているかをより体系的に把握し、国家の AI 大転換にも迅速に対応できると期待される。

〈政策支援 AI エージェント集 (IP-AX ポートフォリオ)〉

これに伴い、IP-AX 推進団は、業務の働き方を変革するため、直近 3 ヶ月にわたり開発してきた AI アシスタント (AI エージェント) を集めた「政策支援 AI エージェント集 (IP-AX ポートフォリオ)*」も公開する。

* <https://ipax.vercel.app>

これには、知的財産分野の AI 関連の海外ニュースを収集・分析するリポジトリ (「IP-AX Global News」) や、知的財産関連の法令を統合検索し、立法予告案および国会発議法案に対する所管部署の割り当ておよび検討意見書素案の作成を支援する AI 政策支援ツール (IP-AX Law Monitor) などが含まれている。

韓国知識財産処のチョン・ヨンウ次長は、「政府各省庁と歩調を合わせ、AI による大転換を迅速に推進するため、知的財産行政も個人から組織に至るまで創造的な変化を図っており、今後も AI による業務革新のために新たな課題を積極的に発掘していく」と述べた。

2-8 韓国知識財産処、「自ら作り、共に活用する」人工知能による業務革新を本格化

韓国知識財産処 (2026.8.27.)

- 韓国知識財産処の処長、局長などの幹部を対象とした「対話型コーディング (Vibe Coding)」共同研修を開催

- AI ツールの制作、社内 AI アプリケーションマーケット・開発コンテストと連携し、全職員へ拡散

知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、8 月 27 日(木)14 時 30 分、国際知識財産研修院(大田市儒城区)にて、知識財産処長および局長級幹部を対象に「Vibe Coding* ワークショップ」を開催すると発表した。この日のイベントは、局長級以上の幹部が生成 AI を活用して業務用アプリケーションを直接作成してみる実習型のイベントであり、AI の可能性を理解するにとどまらず、直接業務に適用し、変化を牽引するために企画された。

* 対話型コーディング(Vibe Coding):専門的なコーディング知識がなくても、希望する機能を言葉で説明すれば、生成 AI がそれを実際のプログラム(コード)として作成してくれる開発方式

知識財産処ではすでに、職員が現場の斬新なアイデアをもとに、内部の AI と連携して、特許文献の要約・比較、請求項の分析など審査業務を支援するツールはもちろん、資料の分析・整理や反復業務の自動化など、様々な業務に活用できるアプリケーションを自ら開発・活用している。今回の共同研修では、幹部たちもこうした開発手法を直接体験し、業務に適用できるツールを作成することで、職員たちの自発的な試みを各部署の業務革新へと広め、組織全体の変化を牽引していく計画だ。

また、知識財産処は、職員が開発した業務ツールを互いに共有・活用できる「社内 AI アプリケーションマーケット」を運営し、「AI 業務ツール開発コンテスト」を通じて優れた事例を発掘・表彰する計画だ。これにより、現場の斬新なアイデアが迅速にプログラムとして実装され、優れたツールは他の部署でも共に活用される「開発・共有・拡散」の好循環体制を構築し、組織全体の AI 業務革新を加速させる構想だ。

知識財産処キム・ヨンソン処長は、「AI 転換の成否は、新しい技術を導入することにとどまらず、これを実際の業務にどれだけ効果的に活用できるかにかかっている」とし、「幹部から先んじて AI を直接理解・活用し、各部署の変化を引っ張り、職員の斬新なアイデアが実質的な業務改善につながるような組織文化を築いていく」と述べた。

2-9 特許が売上・輸出・企業上場へとつながり…地域企業を育てる知的財産

韓国知識財産処(2026.8.27.)

- 知識財産処、地方政府と「第 18 回地域知的財産政策協議会」を開催(8 月 27 日)
- 地域の現場の声を取り入れ、中央・地方間の知的財産政策について協議

- 中古取引プラットフォーム企業である A 社は、地域知識財産センターを通じて市場および競合他社の分析、ならびに地域密着型プラットフォームサービスに関連する知的財産権の出願支援を受け、2025 年の売上高が 2021 年の 10 倍以上に上昇した。

- バイオ分野の企業である B 社は、海外特許戦略の策定、11 カ国への海外出願などの支援で、2023 年から 2025 年の売上高が 140%以上増加し、企業価値が 2 倍になるという高成長を達成した

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、8 月 27 日(木)14 時、ソノベル済州(済州特別自治道済州市)にて、全国の地方自治体および地域知識財産センターの知的財産担当者約 70 名が出席する中、「第 18 回地域知的財産政策協議会」を開催する。

地域知的財産政策協議会は、知識財産処と地方自治体、地域知識財産センターが地域の知的財産政策の方向性を共有し、事業運営策を共に議論するために設けられた場である。地域知識財産センターの支援を受けた地域企業は、技術・商標を知的財産として確保し、これを事業化・投資・輸出につなげることで、売上と雇用を大幅に増加させる成果を上げている。

地域企業が保有する技術や商標を特許・商標・意匠などの独占的資産として確保すれば、模倣や紛争のリスクを低減すると同時に、事業化や投資、海外進出の基盤を築くことができ、企業の成長だけでなく、地域の売上・雇用拡大にもつながる。

今回の政策協議会では、知識財産処が 2027 年度の地域知的財産支援事業の推進方針を共有し、地方自治体の現場の声をヒアリングする予定だ。続いて、実際に地域知識財産センターの支援を基に成長した済州の地域企業、株式会社コサットが成功事例を発表する。

[発表事例]

株式会社コサットは、柑橘類の副産物を活用して機能性素材を生産する企業であり、創業当初の「知的財産(IP)踏み石」を皮切りに、「知的財産(IP)翼」、「国際知的財産(IP)スター企業*」など、地域の知的財産支援事業を段階的に活用してきた。これにより、2021年に300万ウォンであった売上高が2025年には約14億9000万ウォンに増加し、海外市場にも進出するなど、知的財産を基盤として成長した。

* 国際知的財産(IP)スター企業: 商標開発、海外での権利化などを提供し、中小企業の国際市場進出を支援

知識財産処のキム・イルギョ知識財産政策局長は、「企業の技術や商標が知的財産権として確保されれば、事業化・投資・輸出の過程で企業価値を高める成長資産となる」とし、「こうした企業の売上や雇用、市場拡大がそのまま地域経済の成長につながるため、地方自治体と協力し、地域企業が身近な現場で地域知識財産センターの専門的な支援を活用できるよう、支援体制を強化していく」と述べた。

2-10 アイデア・知的財産を基盤に、真の成長を図る

韓国知識財産処(2026.8.28.)

- 知識財産処・韓国開発研究院(KDI)が業務協定(MOU)を締結
- アイデア分野の研究・教育における協力により、国家の革新成長体制を構築

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、韓国開発研究院(キム・セジク院長)と8月28日(金)11時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)にて、「アイデア・知的財産に基づく真の成長」に向けた業務協定(MOU)を締結した。

今回の業務協定は、知識財産処が保有する知識財産政策の総括能力と、韓国開発研究院の深層的な政策研究能力を結合し、アイデアおよび知識財産分野の成長基盤を構築するために設けられた。

知識財産処は今年 1 月から、国民の優れたアイデアを発掘し、創業、事業化および政策として実現する「みんなのアイデア」事業を推進している。今回の韓国開発研究院との協力により、アイデアの発掘・高度化・活用・管理など、全領域にわたる支援がより強固になる見通しだ。

今回の協定には、知的財産分野における教育および研究協力の方策も盛り込まれている。知識財産処の支援により韓国開発研究院に開設された知的財産・開発政策学の修士課程をさらに強化し、韓国開発研究院の政策研究支援を通じて、知的財産政策がより精巧に設計されることが期待される。

韓国開発研究院のキム・セジク院長は、「今回の協定は、全ての国民の創造的なアイデアを発掘し、知的財産と連携させて『真の成長』につなげるための意義深い出発点だ」とし、「韓国開発研究院が蓄積してきた政策研究の専門性と情報を基に、人工知能(AI)時代に合わせて、人のアイデア(ヒューマン・アイデア、HI)が韓国経済の新たな成長動力として発展できるよう、その基盤を築くために最善を尽くす」と述べた。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「国民の優れたアイデアが発掘にとどまらず、知的財産として蓄積され、新たな経済的価値を創出する好循環のエコシステムを構築することが重要だ」とし、「今後、韓国開発研究院との協力を強化し、創造的なアイデアが革新と成長につながり、国家の経済成長の枠組みを変えることができるよう努めていく」と述べた。

2-11 眠っている特許技術を目覚めさせる「知的財産取引市場」が開設される

韓国知識財産処(2026.8.28.)

- 知識財産処、半導体・二次電池分野の「知的財産取引ネットワーク(IP-LINK)」イベントを開催
- 知的財産取引の活性化に向けた懇談会も併せて実施

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、8月28日(金)14時、ノボテル・アンバサダー水原(京畿道水原市)にて、知的財産(IP)取引に参加する主要関係者(特許技術の需要・供給・仲介・

投資家)が一堂に会し、特許技術情報を交流する「知的財産取引ネットワーク(IP-LINK)」イベントを開催すると発表した。

「知的財産取引ネットワーク(IP-LINK)」は、潜在価値の高い有望な特許技術の取引を支援するために設けられたイベントであり、5月のナノ・バイオ・環境分野に続き、今回は国家先端戦略産業である半導体・二次電池分野の特許技術を対象に、関連企業が多数集積している京畿道水原で開催される。

イベント会場には、必要な技術を探している需要企業から約60名、保有する特許技術の販売・広報を行う43の技術移転機関(大学・公的研究機関)、そして双方をつなぐ取引仲介機関(知的財産取引所、民間取引機関)および取引された技術の事業化を支援する投資機関(ベンチャーキャピタル、信用保証基金、韓国素材・部品・設備投資機関協議会など)まで、合計150名余りが参加する予定だ。

会場では、技術取引や投資誘致などの情報を交換できる相談ブース*と、二次電池の最新技術や市場動向、半導体技術の事業化戦略などの発表が行われる発表会場が併設される。

* (1) 技術取引、(2) 知的財産の金融・事業化、(3) 資金調達・保証、(4) 投資誘致の4分野

発表終了後には懇談会を開催し、現場の声に耳を傾け、知的財産取引の活性化に向けた改善策を模索する予定だ。今回の懇談会で提起された提言事項や現場の問題点は、今後の取引支援事業の再編や政策方針の策定に積極的に反映していく方針だ。

韓国知識財産処のキム・イルギョ知識財産政策局長は、「グローバルな覇権争いが激しい半導体・二次電池分野において、韓国企業が技術的優位性を確保するためには、中核となる特許技術が適時に供給されることが重要だ」とし、「今回のイベントが、眠っていた有望な特許技術を呼び覚まし、先端産業の革新的な成長を牽引するとともに、企業のグローバル競争力を高める呼び水となることを期待する」と述べた。

2-12 企業の存続のカギとなる技術と知的財産の保護、その守り方は

韓国知識財産処(2026.8.31.)

－ 知識財産処・大韓商工会議所、「企業が知っておくべき技術と知的財産の中核的な保護戦略説明会」を開催(9月8日)－

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、大韓商工会議所(チェ・テウオン会長)と共同で、9月8日(火)13時30分、大韓商工会議所(ソウル中区)にて「企業が知っておくべき技術と知的財産の中核的保護戦略説明会」を開催すると発表した。

今回の説明会は、積極行政の一環として、企業の存続のカギとなる技術と知的財産をどのように保護すべきかを伝える実務中心の説明会であり、企業関係者の現場での疑問を解消し、知的財産権による中核技術の保護に対する認識を高めるために企画された。

説明会では、△ 知識財産処の知的財産保護政策および営業秘密保護の法体系、△ アイデア・資料奪取に対する行政調査制度、△ 技術流出・知的財産権侵害の事例と最近の判例動向、△ 企業のセキュリティ対策指針、△ デジタル証拠分析(フォレンジック)を活用した企業の技術セキュリティ管理、△ 実際の業務で活用可能な企業情報セキュリティの実践法、△ 知識財産処の特別司法警察による特許・営業秘密侵害犯罪の捜査状況および通報案内について、専門家による発表や現場からの問題点をヒアリングする時間が設けられる予定だ。

知識財産処のキム・ヨンフン知識財産保護協力局長は、「韓国企業が保有する中核技術に対する流出・不正取得被害が相次ぎ、技術安全保障と知的財産保護の重要性が浮き彫りになっている」とし、「今回の説明会で、韓国企業の経営者が効果的な技術・知的財産保護戦略を策定することを期待しており、このような教育・説明会を定期的に提供していく」と述べた。

なお、説明会には関心のある企業関係者なら誰でも無料で参加でき、9月8日(火)の説明会開始前までに、大韓商工会議所のホームページ(www.korcham.net)の「行事・教育」掲示板からオンラインで申し込むか、当日に会場で直接申し込むことができる。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 K-コンテンツとK-フードの共生成長の秘訣とは？

韓国知識財産処(2026.8.20.)

映画『パラサイト』に登場した「チャパグリ」、ドラマ『ウ・ヨンウ弁護士は天才肌』に登場する「ウ・ヨンウのキンパ」、ウェブトゥーン原作のドラマ『給養兵伝説になる』に登場する「給養兵の昔ながらのハンバーガー」など、K-コンテンツに登場する料理が巨大な市場需要を生み出している。一方、K-コンテンツに登場する人気メニューや仮想ブランドを無断盗用するなど、フリーライダー行為も同時に発生している。

コンテンツ内の仮想の商号や食品など、創作物の無断流用に対応するため、大統領所属の国家知識財産委員会は、8月20日(木)14時、韓国知識財産センター5階(ソウル市江南区)にて、知識財産戦略企画団のイ・チュンム団長の主宰により、「K-コンテンツに登場する K-フード関連の知的財産問題に関する現場での懇談会」を開催すると発表した。今回の懇談会には、国家知識財産委員会、知識財産処、農林畜産食品部、文化体育観光部、韓国知識財産研究院、韓国知識財産保護院、韓国食品産業協会、韓国フランチャイズ産業協会、韓国コンテンツ振興院、韓国農水産食品流通公社など、各分野の専門家合計 30 名余りが出席する予定だ。特に、実務に携わる 4 人の発表者が、現場の声を生々しく伝える。

[K-コンテンツに登場する料理とブランド、実際の商品になるまでの道のり — チャン・ドンソン 農心法務チーム責任者]

農心のチャン・ドンソン法務チーム責任者は、映画『パラサイト』に登場したチャパグリ・ブームを例に挙げ、企業が一方的に提示する消費方式を超え、消費者が自ら新しい調理法を創造する「モディシューマー (Modisumer, Modify+Consumer)」のエコシステムを紹介する。しかし、グローバルシンドロームへと拡大したコンテンツに登場する食品の場合、レシピ自体は法律上保護されないという限界があり、グローバルな商標権などの知的財産権を迅速に確立することが、模倣品を防ぐ唯一の手段である点を強調する。

[K-コンテンツとK-フードの出会い:コンテンツ制作会社のブランドコラボレーション・ライセンス —

キム・セチャン SLL 中央 法務政策チーム長]

SLL 中央のキム・セチャン法務政策チーム長は、コンテンツ制作会社が食品企業と協業する際、ブランドがコンテンツ内に組み込まれる「制作協賛・PPL」と、コンテンツの IP が市場外へ展開される「事業型ライセンス」という 2 つの方向で進められると紹介する。協賛・間接広告は K-コンテンツと K-フード業界の協業に向けた出発点だが、広告の許容範囲など協業の範囲が規制によって定められているため、規制の合理化がコンテンツ業界と食品業界の協業活性化の先決課題であると指摘する。

[コンテンツ内のブランドが現実になったら？ - 韓国知識財産保護院 シン・ドンソク専門委員]

韓国知識財産保護院のシン・ドンソク専門委員は、アニメ『クレヨンしんちゃん』に登場したお菓子「チョコビ」の商品化および権利保護の事例を紹介する。「チョコビ」は 2006 年の実際の商品化以来、20 年間で累計出荷量 3 億個を突破するなど、コンテンツを基盤とした商品化の成功事例として定着したものの、海外での商標の無断先取りや模倣品の流通など、知的財産権の侵害も深刻な状況にある。シン・ドンソク専門委員は、解決策として、権利の事前確保や関係機関による合同行政取り締まり、刑事訴訟など、継続的な対応が不可欠であると強調する。

[K-コンテンツと K-フードの共生成長に向けた改善策 — 韓国知識財産研究院 チョン・ジョンファ研究委員]

韓国知識財産研究院のチョン・ジョンファ研究委員は、コンテンツ産業と農食品産業が共に成長するためには、コンテンツで紹介された食品や仮想ブランドについて、①誰が権利を所有しているか、②海外で商標が無断で先取りされる可能性、③協業過程におけるリスク分担、④クリエイターと企業間の収益配分方式、⑤消費者保護手段に対する対応策が必要であると指摘し、解決策として、コンテンツ内の食品に対する知的財産権の事前確保支援、クリエイターと企業、あるいは企業間の協業時の収益配分などを定めた標準契約書の作成、知的財産権侵害時の共同対応体制の整備などを提案している。

知識財産戦略企画団イ・チュンム団長は、「K-コンテンツと K-フードは、韓国の文化競争力と産業競争力を同時に代表する資産であるだけに、今回の懇談会を契機に現場の専門家たちの意

見を幅広く取り入れ、実効性のある政策案を策定する」と述べた。

3-2 技術流出のブローカーからハッキングに至るまで、高度化する営業秘密の侵害、これからは根本から阻止する

韓国知識財産処(2026.8.21.)

-「不正競争防止法」改正案が国会で可決され、新たな営業秘密侵害行為に対する制裁の根拠が整備

営業秘密の流出を目的とした中核人材の転職の斡旋行為や、ハッキングによる営業秘密の抜き取り行為等に対する処罰根拠が整備された。

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、営業秘密侵害行為の紹介・斡旋・誘引行為を制裁できるようにし、営業秘密の不正取得方法に「ハッキング」を明記するとともに、不正に取得した営業秘密を使用したり第三者に漏洩したりする行為を処罰するよう定める「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」改正案が、国会本会議(8月20日)で可決されたと発表した。

<営業秘密の流出を前提とした転職斡旋行為の制裁>

技術流出の過程では、企業の中核人材を競合他社などに転職させる手法が頻繁に利用され、人材仲介業者を装った斡旋ブローカーが営業秘密の流出に積極的に関与する事例も発生してきた。

しかし、こうした転職の紹介・斡旋行為を直接制裁できる法的根拠が不十分であり、刑法上の教唆罪や幫助罪を適用することも難しいため、営業秘密の流出に関連する行為ではなく、「職業安定法」上の無登録・無許可の職業紹介行為を理由に処罰*するなどの限界があった。

今回の改正案は、営業秘密の侵害行為の紹介・斡旋・誘引行為を新たな営業秘密侵害行為の類型として規定した。これにより、営業秘密の流出を前提として役職員の転職を斡旋するブローカーなどに対しても、差し止めの請求や損害賠償などの民事上の救済はもちろん、通報報奨金および刑事処罰の規定を適用できるようになる。

〈ハッキングによる営業秘密侵害行為の制裁根拠の明確化〉

現行法は、窃取・欺瞞・脅迫など、従来の営業秘密取得手段を中心に規定しているため、ハッキングのようなサイバー攻撃による新たな営業秘密侵害行為をより明確に規制すべきだという指摘がなされてきた。

今回の改正案は、営業秘密の不正取得方法に「ハッキング」を明示した。これにより、ハッキングを活用して他人の営業秘密を取得する行為が、営業秘密侵害行為であり、処罰の対象であるという点が法律に明確に規定される。

〈不正な手段で取得した営業秘密の使用・漏洩行為の処罰〉

これまで、不正な方法で営業秘密を取得した者が、これを使用したり第三者に公開・漏洩したりした場合でも、不正な利益を得る目的や営業秘密保有者に損害を与える目的があったことを別途立証しなければならなかった。今回の改正により、不正な方法で営業秘密を取得した後、これを使用したり公開・漏洩したりした場合には、別途の不正な目的を立証しなくても処罰できる根拠が設けられた。

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「最近の営業秘密侵害は、中核人材の転職を組織的に斡旋や、ハッキングで情報を奪取した後、これを使用・流通させる方式へと、ますます巧妙化・高度化している」とし、「今回の法改正で、営業秘密侵害を準備する段階から取得・使用・漏洩に至る技術流出犯罪の全ての過程について、より隙のない規制が可能になると期待している」と述べた。

3-3 海外における韓国輸出企業の模倣品の流通、K-ブランド政府認証制度で解決する

韓国知識財産処(2026.8.24.)

- 「2026 年 K-ブランド政府認証制度」参加企業の募集(8 月 24 日～9 月 11 日)

- 韓国政府が海外において K-商標の正規品であることを確認し広報

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、8月24日(月)から9月11日(金)までの3週間、「K-ブランド政府認証制度」の第1次参加企業を募集し、選定された企業には国家認証商標の使用を許可するとともに、最大2億ウォンの正規品認証技術の導入費用も支援する計画であると発表した。

* 中小・中堅企業の自己負担率 50%(現物支援:中小企業 20%、中堅企業 10%)。大手企業の場合、正規品認証技術の導入費用の支援は行わないが、国家認証商標の使用申請は可能

本事業は、海外で急増している K-商標の模倣品問題を解決するため、政府が権利者である国家認証商標を世界 73 カ国に出願・登録して、韓国企業がこれを使用させ、国家認証商標に適用された正規品認証技術を活用して、海外の消費者がスマートフォンのカメラで正規品かどうかを確認できるようにする制度である。知識財産処は、正規品確認情報をリアルタイムで収集し、国家認証商標の偽造など権利侵害が疑われる場合、海外知的財産センターなどによる実態調査で模倣品の流通証拠を確保し、知識財産処、関税庁、外交部などの関係省庁が直接、現地政府に対し捜査・取り締まりおよび税関での通関保留などを要請するという方針である。

積極行政の一環として実施される本事業への参加を希望する企業は、(1)国家認証商標を使用しようとする海外国家において、当該商標が出願または登録されていること、(2)生産製品が KC や HACCP などの韓国国内の品質認証基準を満たしている*ことが必要であり、韓国知識財産保護院のホームページで申請できる。

* 韓国国内の品質認証基準を満たしていない企業の場合は、業種別の所管省庁の推薦により支援が可能

韓国知識財産処のキム・ヨンソン処長は、「K-商標政府認証制度の導入により、従来の個別企業レベルで海外における模倣品の流通に対応する体制から、韓国政府が企業と一丸となって対応する体制へと転換する」とし、「K-商標の価値を守ることは、すなわち大韓民国の競争力を守ることであるだけに、K-商標の模倣品の流通を徹底的に追跡し、遮断していく」と述べた。

K-商標政府認証制度の詳細については、知識財産保護総合ポータル(ip-navi.or.kr)および韓

国知識財産保護院のウェブサイト(koipa.re.kr/k-brand)に掲載された事業公告で確認でき、韓国知識財産保護院(02-6196-2045、2063～4)へ問い合わせが可能である。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 ASEAN で K-知的財産の普及と K-商標の保護を率先して推進する

韓国知識財産処(2026.8.27.)

- 第9回韓国・ASEAN 知的財産ハイレベル会合への出席および6カ国との二国間会合の開催
- 「韓国・ASEAN 知的財産実施協定」の早期締結で合意、K-商標の保護策などについて議論

韓国知識財産処(キム・ヨンソン処長)は、8月26日(水)15時(現地時間)、シンガポールのマリーナベイ・サンズ・エキスポ&コンベンションで開催された「第9回韓国・ASEAN の知的財産ハイレベル会合」において、ASEAN 加盟国と知的財産分野における協力策について協議したと発表した。韓国とASEAN は、2018年に知的財産協力覚書を締結して以来、毎年ハイレベル会合を開催し、緊密な協力関係を築き続けている。

* インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、カンボジア、ラオス、ブルネイ、東ティモール

〈「韓国・ASEAN 知的財産実施協定」の締結で合意、K-商標の保護対策を議論〉

今回の会合において、韓国とASEAN は、人工知能(AI)を活用した知的財産行政、知的財産の保護・法執行、審査協力、知的財産金融などを含む「韓国・ASEAN 知的財産実施協定」という協力文書を速やかに締結することで合意した。

また、知的財産人材の育成、特許ビッグデータに基づく研究開発(IP-R&D)など、ASEAN のニーズを反映した新規協力事業を発掘し、「韓国・ASEAN 協力基金」*などで積極的に推進していくことにした。

* 韓国とASEAN 間の経済協力および共同開発を目的として1990年に設立された基金。
ASEAN の持続可能な開発、人的つながりの強化、経済のレジリエンスおよびデジタルトランスフォーメーション、気候変動や安全保障への対応などを目標として運営されている

知識財産処のチョン・ヨンウ次長は、K-商標保護に向けた ASEAN との協力策についても議論を行った。まず、政府と企業が連携して模倣品から韓国の輸出企業と海外の消費者を保護するための「K-ブランド政府認証制度」を紹介し、ASEAN 加盟国の協力を要請した。併せて、韓国企業が提供した悪意のある商標出願の疑いがある情報を、商標審査などに積極的に活用するよう要請し、加盟国もこれに同意し、K-商標保護のための協力を強化していくことで合意した。

＜ インドネシア、シンガポールなど 6 カ国と二国間会合を開催 ＞

今回の会合を契機に、知識財産処はインドネシア、シンガポール、フィリピン、カンボジア、デンマークと二国間会合を行い、27 日にはベトナムと二国間会合を実施する予定である。

シンガポール、カンボジアとは、韓国企業の特許出願および登録の利便性を向上させる内容の覚書を改定・締結した。また、インドネシア、フィリピンなどとは、首脳会合を機に締結された知的財産協力覚書に関する具体的なフォローアップ措置について協議した。

ベトナムとは、悪意のある商標先取りへの対応、知的財産資料の交換など、両国間の協力策について協議を行う予定だ。

なお、チョン次長は 27 日、「Singapore IP Week 2026」で「AI 時代における知的財産の新たな体系の構築」をテーマに発表を行う。生成 AI が知的財産のエコシステムにもたらした変化と課題・機会を展望し、韓国の人工知能に基づく知的財産行政革新 (IP-AX) 戦略を紹介する予定だ。

韓国知識財産処のチョン・ヨンウ次長は、「ASEAN は韓国の主要な貿易相手国であり、韓流の普及も活発で、韓国経済にとって非常に重要な地域である」とし、「ASEAN との協力を強化し、K-商標の模倣品流通や商標の無断先取りなど、韓国企業が抱える問題を解決するとともに、AI を活用した知的財産行政の革新、特許審査、AI 金融、知的財産人材の育成など、先進的な K-知的財産行政を継続的に広めていきたい」と述べた。

その他一般

今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム